

新型コロナウイルス等に関する特約条項

第1条（工事内容・工期等の変更）

- 1 受注者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める新型インフルエンザ等（特例により新型インフルエンザ等とみなされるものを含みます。）その他の感染症（以下「感染症」と総称します。）の発生・蔓延及びこれらに伴う建材等の納品の遅延によって、設計、仕様の変更又は追加等の工事の変更を行う必要のあるときは、発注者に対して、設計・工事の内容の変更を求められます。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかの事由によって、工期内に工事又は業務を完成することができない場合は、発注者に対して、工期の変更（設計業務、監理業務の実施期間の変更を含みます。）を求められます。
 - （1）感染症の発生等に伴う建材等の納品の遅延、工事材料又は労力の調達を困難とする事情
 - （2）感染症の拡大防止措置に伴う作業人員の削減・離隔措置
- 3 前2項により工事内容等を変更する場合、発注者及び受注者は、相手方に請負代金の変更を求められます。
- 4 前3項により工事内容等が変更になった場合、発注者及び受注者は、発注者及び受注者の署名又は記名・押印のある書面を作成して、必要事項を定めるものとします。
- 5 本条第2項に定める事由により工期が遅延した場合、受注者は、工期の遅延に関する責めを負わず、遅延損害金その他損害金の支払義務を負わないものとします。

第2条（不可抗力による損害）

- 1 工事完成引渡しまでに感染症の発生・蔓延など発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって、本契約の目的物、工事材料、支給材料・貸与品等に損害を生じたときは、受注者は損害発生後速やかにその状況を発注者に通知しなければなりません。
- 2 前項による損害のうち、受注者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより生じたものは受注者の負担とし、受注者が善良な管理者としての注意義務を果たしたにもかかわらず生じたものは発注者の負担とします。
- 3 前項の規定に関わらず、感染症の発生等により現場消毒のために要した費用については、発注者及び受注者が折半して負担するものとします。

第3条（中止又は解除権）

- 1 発注者は、感染症の発生等、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、工事の継続が困難である場合は、受注者に対し、工事の完成前に限り、工事の中止を求められます。この場合において、発注者は、第1条第2項に基づく工期の延長及び第1条第3項に基づく請負代金の変更に付き受注者と誠実に協議して定めるものとします。
- 2 発注者及び受注者は、感染症の発生など発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によって本契約の履行ができなくなったときは、本契約を解除することができます。

第4条（適用関係）

本特約条項と請負契約約款の定めが矛盾する場合には、本特約条項を優先するものとします。

以上